$\bigcirc$ 総 務 省 告 示 第

線 設 則 和二 号

成 元 無 年 郵 政 備 省 規 告 示 第 昭 兀 + + 九 号 五. 年 ( 特 電 定 波 監 小 電 理 力 委 無 員 会 線 規 局 則  $\mathcal{O}$ 第 無 線 十 八 設 号) 備  $\mathcal{O}$ 第 <del>\_\_</del> 匹  $\mathcal{O}$ + 筐 体 九 条 に 収  $\mathcal{O}$ +  $\Diamond$ 兀 ることを  $\mathcal{O}$ 規 定 要 に 基 L な づ き、 1 装

置

平

等 を 定 8 る 件  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

月 日

令

和

年

総 務 大 臣 高 市 早 苗

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 下 線 を 付 L た 部 分 を ک れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定  $\mathcal{O}$ 下 線 を 付 L た 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 め、 改 正 後 欄 に 撂 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 に \_ 重 下 線 を 付 L た 規 定 は、

ک れ を 加 え る。

改 正 後	改 正 前
[  略]	
二 送信時間制限装置は、次のとおりであること	[二 同上]
1 送信時間制限装置(九一五・九凪以上九二九・七凪以下及び五七凪を超え六四凪以下(設備	1 送信時間制限装置(九一五・九凪以上九二九・七凪以下の周波数の電波を使用する無線設備
規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。)の周波数の電波を使用する無線設	のものを除く。)は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中
備のものを除く。)は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の	欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経
中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を	過した後でなければその後の送信を行わないものであること。
経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。	
表[略]	表[同上]
[注1~8 略]	[注1~8 同上]
[2 略]	[2 同上]
3 五七偘を超え六四偘以下の周波数の電波を使用する無線設備(設備規則第四十九条の十四	[新設]
第十二号に規定するものに限る。)の送信時間制限装置は、三三ミリ秒間当たりの送信時間	
の総和が三・三ミリ秒以下となるものであること。	
三 キャリアセンスは、次のとおりであること。	三 [同上]
[1~4 略]	[1~4 同上]
5 五七偘を超え六六偘以下の周波数の電波を使用する無線設備(設備規則第四十九条の十四	[新設]
第十三号に規定するものに限る。)の無線設備にあっては、混信を防止するため、電波発射	
の可否を、他の無線局から発射される電波を検出し、又は受信信号を演算し信号レベルを検	
出することにより判定を行うものであること。	
[四〜七 略]	[四〜七 同上]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記	である。